別記様式(第二十六条関係)

(表)

第　　号

中小企業退職金共済法第78条の2第2項の規定による身分証明書

写	官　職
	氏　名
真	年　月　日

厚生労働大臣　　印

備考　用紙の大きさは、B8とする。

(裏)

中小企業退職金共済法(抜粋)

(業務の委託)

第72条　(略)

2　機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第70条第2項第1号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

3・4　(略)

(報告及び検査)

第78条の2　厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、財形受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、財形受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第90条　第78条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした財形受託金融機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。